

長久手市議会予算決算常任委員会の流れ(案)

(委員:議長及び監査委員を除く16人の議員で構成)

パターン 1

- 1 出席者は、議長、予算決算正副委員長、分科会長
- 2 分科会に付託する議案等の協議

- 1 委員長には副議長、副委員長には議会運営委員会委員長
- 2 全体会は議場において開催
- 3 委員長は議長席、他の議員は自席(監査委員を除く)
- 4 議長は地方自治法第105条の規定に基づき出席可能
- 5 執行部の出席は求めない。(説明及び質疑は行わない。)
- 6 付託議案を担当する分科会に送付

- 1 分科会の委員は、所管別常任委員会に対応する分科会に所属
- 2 分科会の会長及び副会長は、所管別常任委員会の委員長及び副委員長
- 3 分科会は所管別常任委員会を開催する会場とする。
- 4 分科会では、説明員(執行部)から説明を受け質疑を行う。討論採決は行わない。
- 5 一般会計は部局別に、特別(企業)会計は各会計ごとに審査
- 6 新年度予算、補正予算及び決算議案がある場合は、決算議案、補正予算、新年度予算の順に審査
- 7 予算関連議案は原則、予算議案と合わせて審査

- 1 後期全体会の運営の協議

- 1 執行部の出席を求める。(市長又は副市長)
- 2 新年度予算、補正予算及び決算議案がある場合は、決算議案、補正予算、新年度予算の順に行う。
- 3 討論は、委員長の指名により自席で行い、採決は各議案ごと自席にて挙手で行う。
- 4 修正議案が提出された場合、提案者は提案説明、質疑を答弁席で行う。

